

令和3年 職員の給与等に関する報告及び勧告について

令和3年10月6日
愛媛県人事委員会

《本年の勧告の概要》

- 月例給は2年連続の据置き、特別給は2年連続の引下げ
- ・月例給は、民間給与との較差が極めて小さいため、改定なし
- ・特別給は、期末手当の支給割合を0.15月分引下げ

1 県職員の給与と民間給与との比較

(1) 月例給 本年4月分の較差

民間給与 (A)	356,085円	較差 (A-B) 47円 (0.01%)
県職員給与 (B)	356,038円	

(2) 特別給 (期末・勤勉手当)

民間の年間支給割合	4.28月	支給割合の差 △0.17月
県職員の年間支給割合	4.45月	

2 給与の改定

(1) 月例給

公民較差が極めて小さいことから、給料表及び諸手当の改定は行わない。

(2) 特別給

期末手当の支給割合を0.15月分引下げ (令和3年12月期)

(令和4年度以降は年間で0.15月分引下げ)

【一般職員の支給月数 (期末手当及び勤勉手当 (ボーナス))】

		6月期	12月期
令和3年度	期末手当	1.275月 (支給済み)	1.125月 (現行1.275月)
	勤勉手当	0.95月 (支給済み)	0.95月 (改定なし)
令和4年度	期末手当	1.2月	1.2月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

(参考) 行政職平均給与

	現 行	改 定 後	増 減
平均年間給与額	5,871,525円	5,817,623円	△53,902円 (△0.92%)

行政職平均年齢 42.1歳

3 公務運営に関する課題

(1) 人材の確保・育成

学生の進路選択の早期化や就業意識の多様化等に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による採用活動のオンライン化や在宅勤務等の執務環境への関心が高まる中、学生等の就業・就職に対する考え方の変化を捉え、県職員の仕事の魅力、やりがい等を積極的に情報発信していくことが必要

また、時代に即した試験制度の在り方や人材の確保策について幅広く検討し、受験者確保に積極的に取り組むとともに、職員の意識改革の徹底や人材育成にも引き続き注力するほか、女性職員が能力や個性に応じて幅広い業務経験を積み活躍できる職場環境や、障がいのある職員がその能力を最大限に発揮し活躍できる職場環境、柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備に取り組むことが必要

(2) 仕事と家庭生活の両立支援の推進

育児・介護等に伴う休業・休暇制度やテレワーク、フレックスタイム制等について、職員への周知・啓発や利用しやすい制度となるよう積極的な見直しを行うとともに、全ての職員が育児や介護等と仕事の両立がしやすく、その能力を十分に発揮できる職場づくりに一層取り組むことが必要

育児との両立支援に関する法整備の状況を踏まえた育児休業制度の見直し等について適切に対応するとともに、男性職員が育児休業等を取得しやすい職場環境整備等の取組を着実に進めるほか、不妊治療のための休暇制度の創設等に向け検討を進めることが必要

(3) 超過勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進等

超過勤務の縮減のため、上限を超えて超過勤務を命じた要因の分析・検証等を適切に実施し、その結果を踏まえた実効性ある取組をより一層進めるほか、職員の勤務状況を適切に把握・確認するとともに、業務の見直し・削減・合理化の推進、業務量に応じた適正な人員配置及び柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備に努めることが必要

また、引き続き職員が年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりに努め、なお一層取得促進に取り組むことが必要

(4) 職員の健康管理

精神疾患による長期の病気休暇取得者等が依然として多いことから、ストレスチェック制度を効果的に活用し、職場のストレス要因の軽減・除去に取り組むとともに、職員の労働時間の状況を把握し、過重労働等による健康障害の発生の未然防止により一層努めることが必要

また、職場におけるハラスメントについては、防止に係る要綱等や相談体制の整備等により、防止や解決に向けた取組が行われているところであり、引き続き未然防止に努め、風通しのよい職場環境を維持することが必要

(5) 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

令和5年4月からの定年の段階的引上げに向けて、定年の引上げに係る諸課題について、引き続き国の動向を注視しつつ、本県の状況を踏まえた具体的な検討を進めることが必要

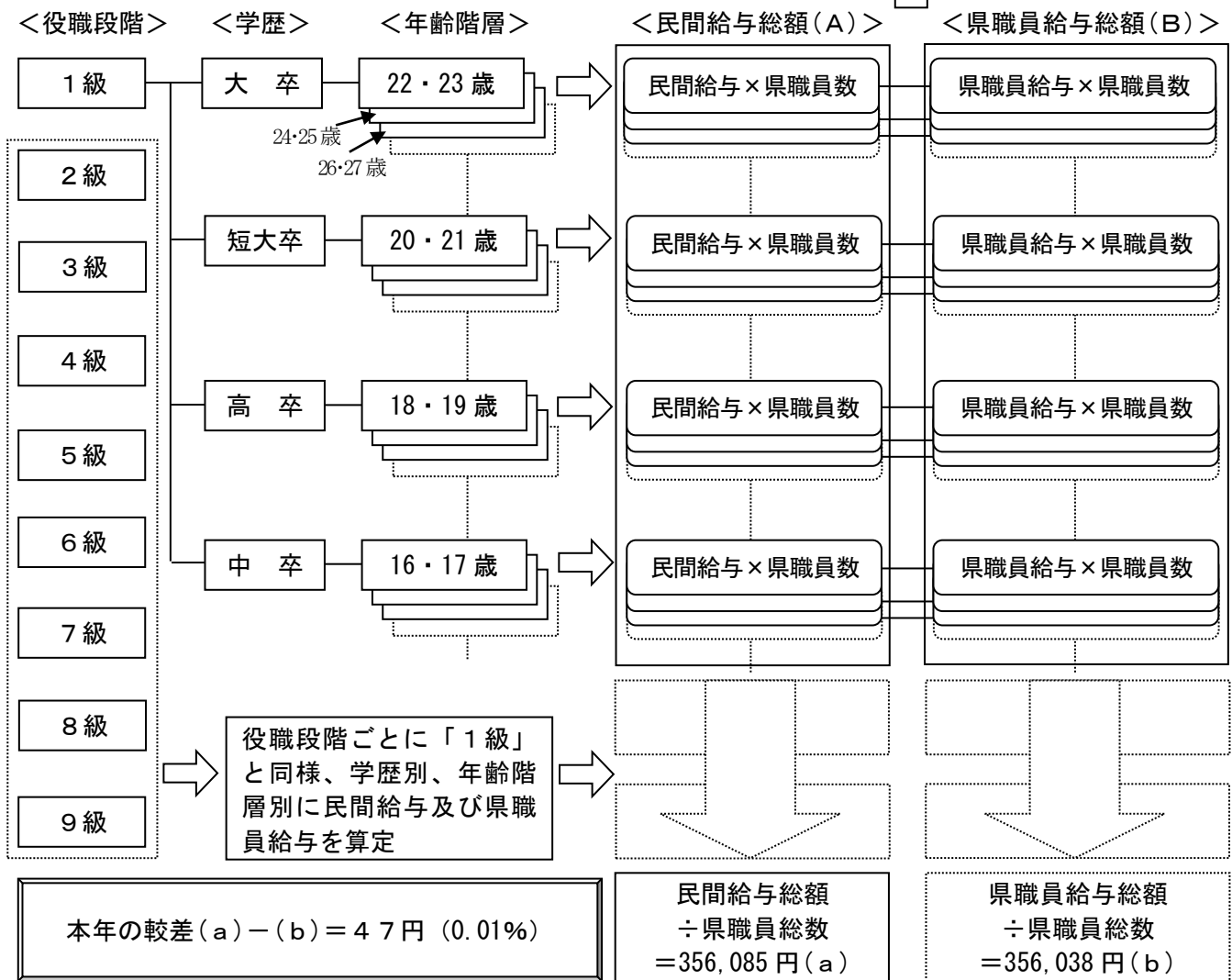
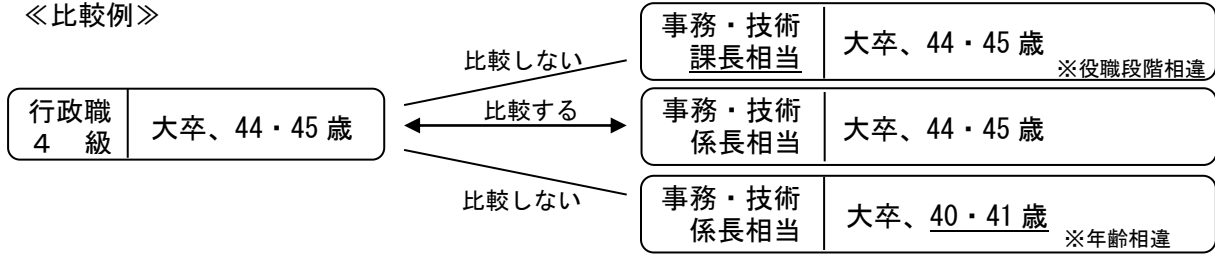
あわせて、段階的な定年の引上げ期間中存置される再任用制度についても、引き続き、能力及び経験が活かせる環境整備に努めていくことが必要

県職員給与と民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

個々の県職員に、職種別民間給与実態調査結果に基づいた役職段階、学歴、年齢階層が同等の民間従業員の給与を支給した場合の支給総額（民間給与総額(A)）を県職員総数で除して得た平均給与額（a＝民間水準）と県職員の平均給与（b）を比較し、公民較差を算出します。

○職種、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の平均給与額を比較

《比較例》



県職員と民間企業との初任給比較（令和3年4月現在）

民間企業（新卒事務員・新卒技術者計）		県職員（行政職）	
大学卒	高校卒	大学卒	高校卒
191,086円	164,542円	189,643円	155,674円